

今後の農山漁村における 再生可能エネルギー導入のあり方

平成27年7月

食料産業局
再生可能エネルギーグループ

農林水産省

1. 農山漁村における再生可能エネルギー導入 の意義

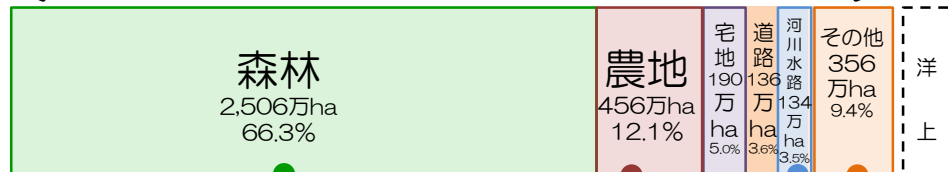
(1) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。
- 平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上。農山漁村において新たな所得機会の可能性が生じている。

農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

○国土構成

日本の国土：3,779万ha



<主要課題>

資源の賦存状況や国土保全等の観点も踏まえ、**木質バイオマス発電**や**地熱発電**等を実施。

食料供給等の機能に支障を来さないよう留意しつつ、**太陽光発電**や**陸上風力発電**等を実施。

地理的条件に応じて、**水力発電**や**小水力発電**を実施。

(資料) 国土交通省「平成24年度土地に関する動向」

○農山漁村における再エネ発電のポテンシャル

◆太陽光発電

- ・再生利用困難な荒廃農地の面積：**12.5万ha**
仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合
- ・年間発電量：**854億kWh**

◆農業用水利施設による小水力

- ・年間発電量：**8.9億kWh**
(未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算)

◆木質バイオマス発電

- ・未利用間伐材等の年間発生量：**2,000万m³**
仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
- ・年間発電量：**70億kWh**

※ どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではない。

固定価格買取制度の開始

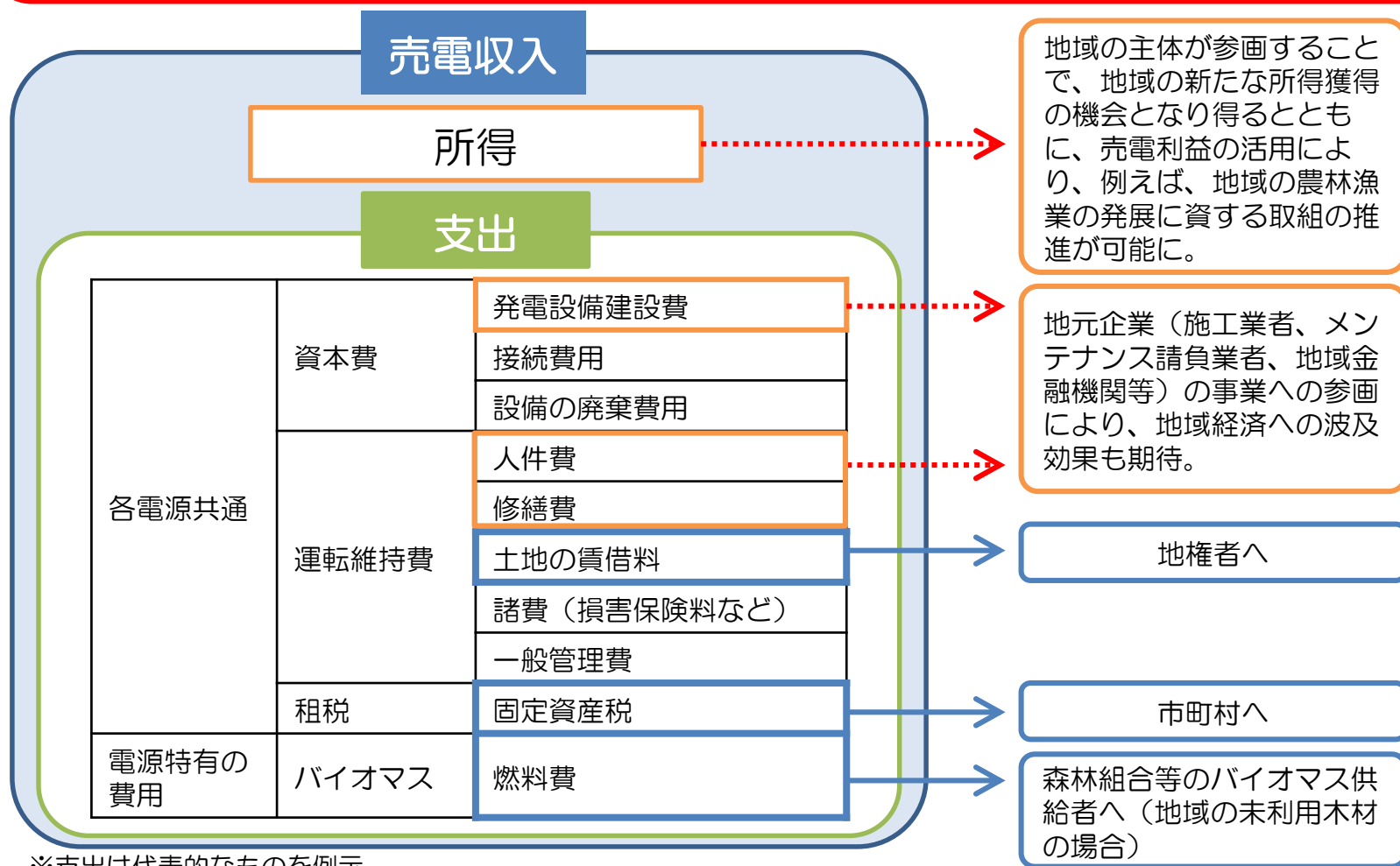
○平成24年7月より、再生可能エネルギー発電の標準的なコストをまかなえる価格での買取りを一定期間保証する固定価格買取制度が開始。

○平成27年度固定価格買取制度の買取価格・期間の例

電源 (調達区分)	調達価格 (税抜)	買取 期間
太陽光 (10kW以上)	29 円/kWh (～6/30) 27 円/kWh (7/1～)	20年
風力 (20kW以上)	22 円/kWh	
小水力 (200kW未満)	34 円/kWh	
既存導水路活用小水力 (200kW未満)	25 円/kWh	
バイオマス (未利用間 伐材等)	2,000kW 未満	40 円/kWh
	2,000kW 以上	32 円/kWh
バイオマス (メタンガス発酵)	39 円/kWh	

(2) 再生可能エネルギーによる利益の地域への還元

- 再生可能エネルギー発電による売電収入のうち、自ずと地域へ支払われるものは土地の賃借料や固定資産税等一部にとどまる。
- 今後の電力システム改革による小売参入自由化により、約7.5兆円の電力市場が開放されることも踏まえ、地域の資源を活用した再生可能エネルギーによる利益をどのように地域の活性化に結び付けるかは農山漁村の振興を図る上で重要な課題。



※支出は代表的なものを例示

2.農山漁村の再生可能エネルギー導入を促進 するための措置

農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。
- このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月1日に施行。

◆目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

この法律や予算措置等の活用により、2018年度において、再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度

- ・再エネの導入による地域の活性化
 - ・農林漁業の健全な発展に資する取組
 - ・農林漁業との土地利用の調整
- 等について協議

基本方針 (国)

- ・農林漁業との調和
 - ・農林地等の適切な利用調整
- 等の方針

協議会

市町村

地域住民、
学識経験者等

設備整備者

農林漁業者・団体

基本計画 (市町村)

- ・農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針
- ・再エネ発電設備の整備を促進する区域
- ・農林地の効率的利用の確保
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組 等

農地法、酪肉振興法、
森林法、漁港漁場整備
法、海岸法、自然公園
法及び温泉法

国・都道府県

(各個別法の本来の許可権者が
各個別法の許可基準で判断)

同意

設備整備計画 (設備整備者)

- ・発電設備の整備の内容
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組
- ・これらに必要な資金の額及び調達の方法

認定

3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

4. その他

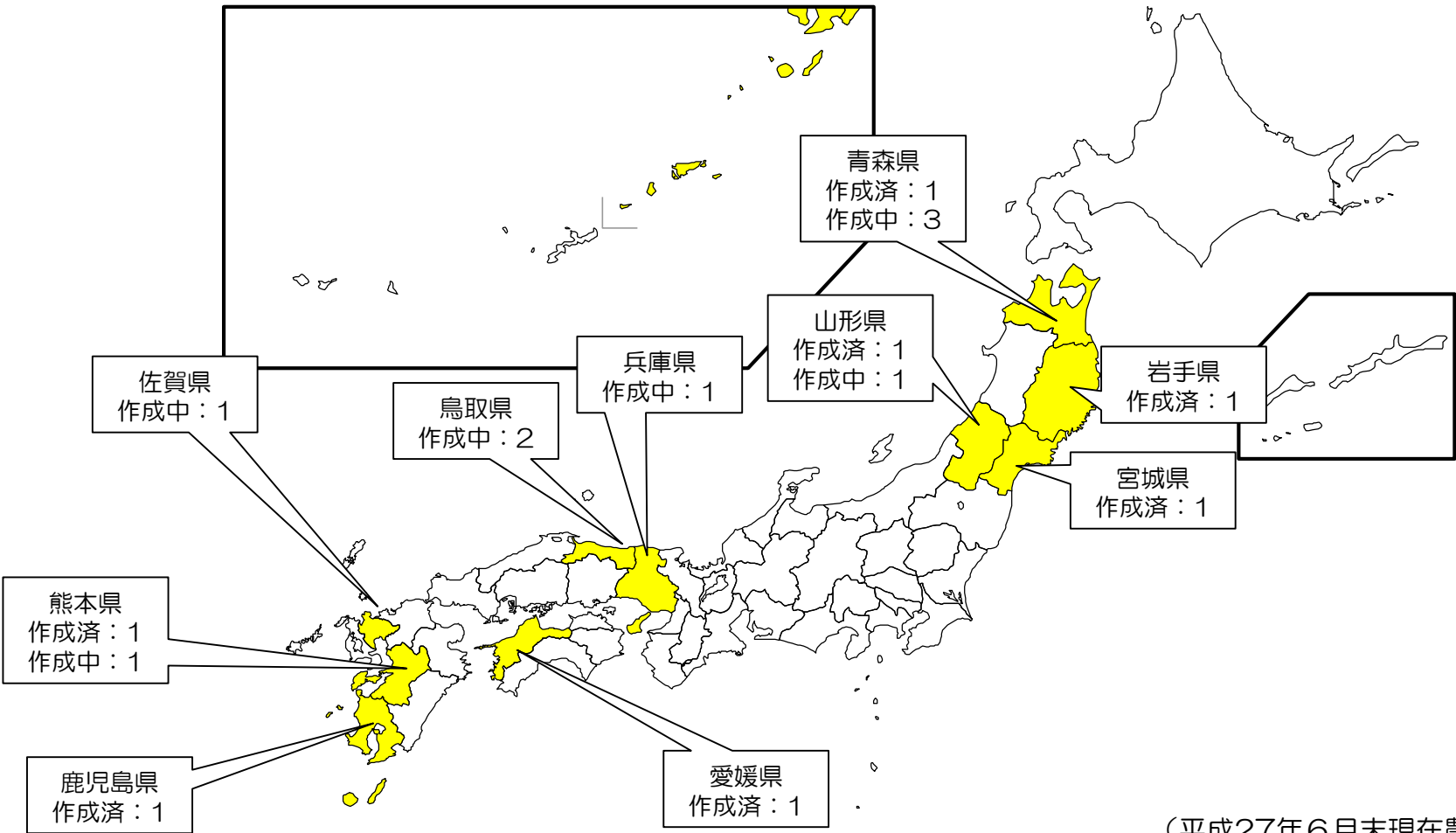
- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

○ 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況

基本計画作成の取組状況

(市町村数)

基本計画を作成済	基本計画を作成中	基本計画の作成を検討中	基本計画の作成に関心あり
7	9	27	465



(平成27年6月末現在農林水産省調べ)

～農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が中心となって再生可能エネルギー発電事業に取り組むときに、事業構想づくりから発電事業を始めるまでの間に必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します～

1. 地域における活動への支援

【169百万円】

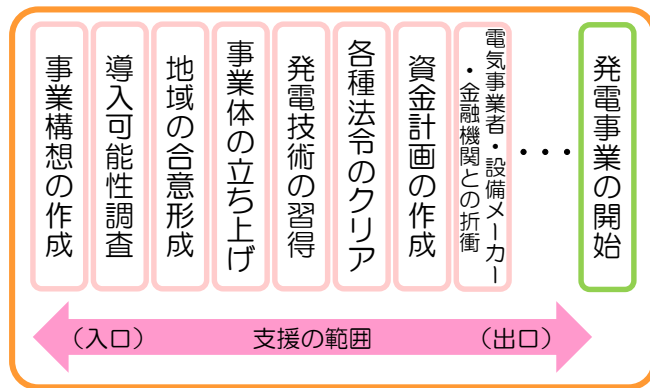
- 発電事業に意欲を有する農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。

補助率：定額

（上限600万円、ただし新規地区の地方公共団体は上限300万円）

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

※ 金額は継続地区分を含む。



- 発電事業を行おうとする農林漁業者やその組織する団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者が対象です。
（市町村が事業実施主体となる場合には、本事業を活用して、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成することが可能です。）
- 上記支援の範囲の取組を1～3年の間で取り組んでいただきます。
- 売電収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組を行おうとする取組が対象です。

※発電施設の整備（詳細設計を含む。）は、支援の対象となりません。また、実証事業ではありません。

※（27年度新規採択分より）太陽光発電は支援の対象となりません。

2. ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

【31百万円】

- 発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築する取組を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

- 発電事業を開始するまでの取組について、専門的知見を有している民間団体が対象です。
- 1の活動に対する各種サポート、発電事業に意欲を持つ方々を対象としたワークショップの開催等を通じ、共通のプラットフォームの構築につなげていただきます。

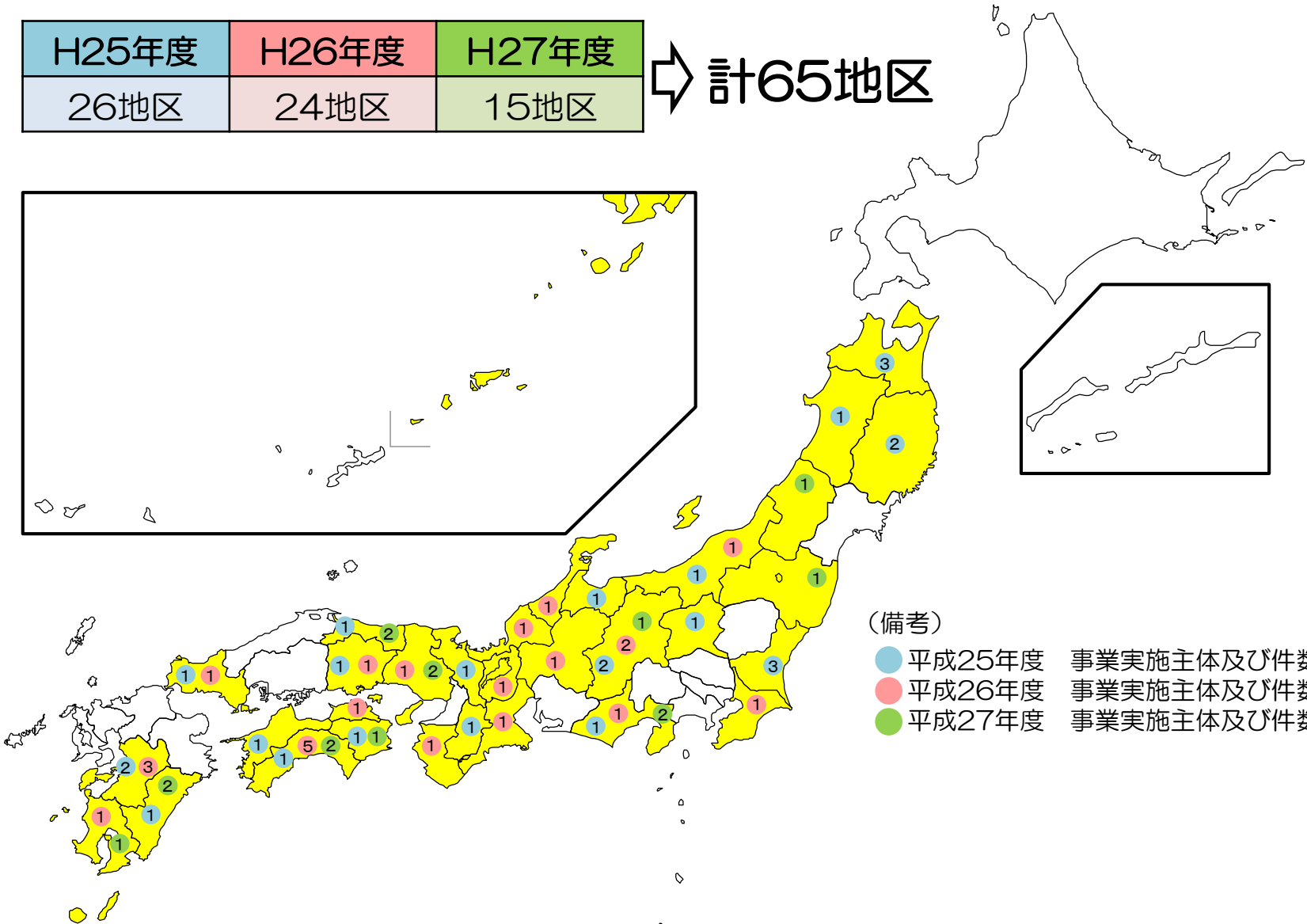


○ 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の支援地区について

事業取組状況

H25年度	H26年度	H27年度
26地区	24地区	15地区

⇒ 計65地区



農家個人が中心となった市民ファンドによる太陽光発電



発電施設の外観

<概要>

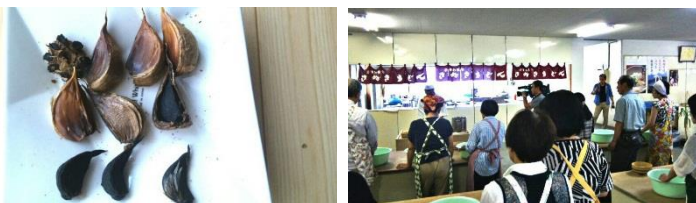
- 事業実施主体：伊藤 伸一
（香川県高松市^{たかまつし}）
- 発電設備：太陽光発電
発電出力 273kW
発電電力量 32万kWh/年
- 建設費：約9千万円
- 運転開始時期：平成27年2月

<特徴>

- 農家（兼業）個人としての発電事業の取組
- 施設管理を行う「うさんこやま電力合同会社」の代表社員であるとともに、他地区で発電事業を行ってることから、そのノウハウを活用
- 建設費用の一部は、市民ファンドを活用。
- 市民ファンド出資者への配当は、地域の農産物、農産加工品の配布や「うどん打ち体験ツアー」の提供
- 売電収益は、配当としての農産物（無農薬栽培小麦等）や農産加工品（黒ニンニク等）の生産拡大に活用



小麦の無農薬栽培ほ場



黒ニンニク

うどん打ち体験

売電収益で生産拡大した
農産物や農産加工品等

太陽光発電を各種施策と複合的に実施することで農地再生させるモデル



農地を有効に活用したい。
景観の回復を図りたい。

地区の農地の9割（約0.45km²）が耕作放棄地

～滝地区（石川県羽咋市（はくいし））～

* 事業実施主体：（株）JAアグリはくい

* 発電設備： 発電事業用地面積：3.2ha

発電出力：2,000kW

発電電力量：約1,900MWh

* 運転開始時期：平成28年2月

* 売電収入の活用方法：営農経費などに充当

石川県、羽咋市、JAはくい、邑知潟土地改良区、地元地権者

協議



施策を総動員した農地再生

農地中間管理事業を
活用した**農地集積**

いしかわ農業参入ファンド
による**経営支援**

農 地

県営ほ場整備事業
による**農地整備**

JAアグリはくい
による**農業参入**

太陽光発電（売電収入）
による**経営下支え**

地域農業の再生

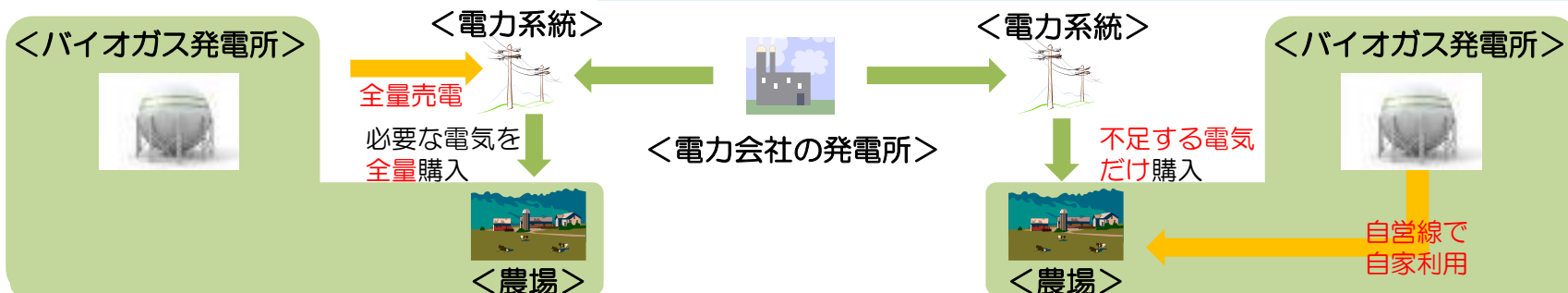
～農業用施設等での再生可能エネルギーの自家利用等の農山漁村における新たな再生可能エネルギーの取組について、農林漁業者の所得向上につなげるためのデータ収集や課題克服手法の検討を実施します～

農林漁業者の電力生産コスト低減や収入機会の拡大のため、農林漁業者自らが発電した電気を、新電力に売りつつ、農業用施設等で自家利用する取組を構築するためのデータ収集、課題克服手法の検討等を実施。

再生可能エネルギー発電をして経営改善を図りたいけれど、この地域では系統連系できないみたいだ。発電した電気を農業用施設で自家利用しながら経営改善を図れないかなあ・・・



- ・通常は、電力系統へ全量売電した上で、必要な電気を全量購入するが、発電設備から農業用施設へ自営線を引き、形式上は新電力を経由させることで、固定価格買取制度の調達価格が適用される（⇒**自家利用でも売電が可能**）
- ・この自家利用スキーム（マイクログリッド※）を構築するためには、農業用施設等の電力需要のデータの収集や、発電量の調整手法、自営線の設置方法等の検討が必要。
※ 既存の大規模発電所からの送電電力にほとんど依存せず、エネルギー供給源と消費施設をもつ小規模なエネルギーネットワーク



＜通常の売電スキーム＞

- ・系統の容量に制限がある場合、接続できない

自分で発電した再生可能エネルギー電気を農業用施設で使えそうだな。災害時にも電気を供給できるから安心だな。農業収入に加えて売電収入も入るようになるから、収入も増えるぞ。

＜自家利用スキーム＞

- ・発電した電気を全量自家消費、又は時間を限定して系統に逆潮流（事前に電力会社に通告）
- ・新電力を経由することで、自家消費でもFITが適用

3.「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会」 報告書

(1) 今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会

1. 開催趣旨

地域主体による再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組が大きな広がりを見せるに至っていない状況を踏まえ、農山漁村での再生可能エネルギー事業に当たっての具体的な課題を整理するとともに、これらを解決して事業を促進するために必要となる対応策について検討するため、有識者からなる「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会」を開催。

2. 委員

高橋 洋	株式会社富士通総研経済研究所 主任研究員
田中 信一郎	長野県環境部環境エネルギー課 企画幹
豊岡 和美	一般社団法人徳島地域エネルギー 理事
中川 磨	常陽銀行地域協創部ストラクチャード ファイナンスグループグループ長
野津 喬 (座長代理)	実践女子大学生活科学部現代生活学科 准教授
藤原 敏彦	JA全農生活関連事業部燃料部 新エネルギー推進課課長
星野 恵美子 山下 英俊 (座長)	那須野ヶ原土地改良区連合参事 国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科 准教授

(事務局) 農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ

3. 開催状況

- 第1回 平成26年10月6日
内容：農山漁村における再生可能エネルギーをめぐる情勢について
- 第2回 平成26年10月27日
内容：農山漁村における再生可能エネルギーの取組事例のヒアリング
- 第3回 平成26年11月17日
内容：これまでの論点の整理
- 第4回 平成26年12月15日
内容：報告書骨子(案)の検討
- 第5回 平成27年1月15日
内容：報告書(案)について



農山漁村での再生可能エネルギー導入の更なる促進を図るため、今後のあるべき政府の施策や地方自治体、民間事業者等の役割について指針を提言する
報告書を取りまとめて公表(平成27年3月10日)

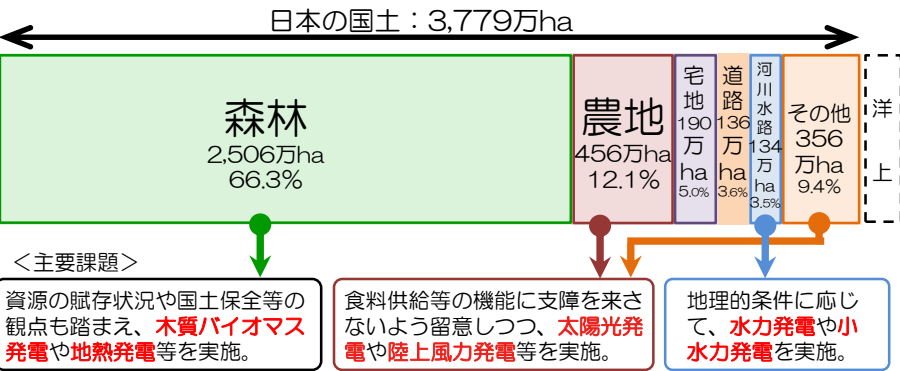
参考URL

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kentou.html>

○ 検討会報告書 概要（1 / 3）

現 状

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。



（資料）国土交通省「平成24年度土地に関する動向」

試算 70億kWh ≒ 194万世帯の年間電力量 供給
（年間800万 t 発生する未利用間伐材を全て木質バイオマス発電した場合）

- 再生可能エネルギー事業は、地域の関わり方を基に類型化できる。

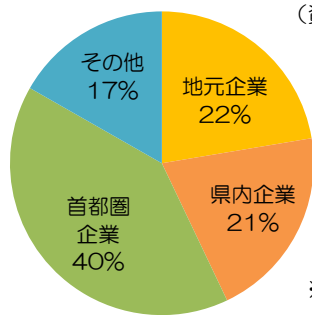
		所有（出資）	意思決定	利益配分
地域主導型		◎ （過半）	○ （出資と意思決定が分断している場合もある）	◎
協働型	地域参画型	△ （半分未満）	△ （半分未満）	△ （半分未満）
	地域配慮型	×	△ （外部事業者が地域に配慮）	△ （外部事業者が地域に配慮）
外部主導型		×	×	×

（ ◎：深く関わる 、 ○：関わる 、 △：一部関わる 、 ×：関わない）

課 題

- 取組の多くは外部主導型であり、再生可能エネルギー発電の収益は、ほとんど地域外へ流出。無計画な資源利用がトラブルを誘発。

太陽光発電の設置主体（面積ベース）

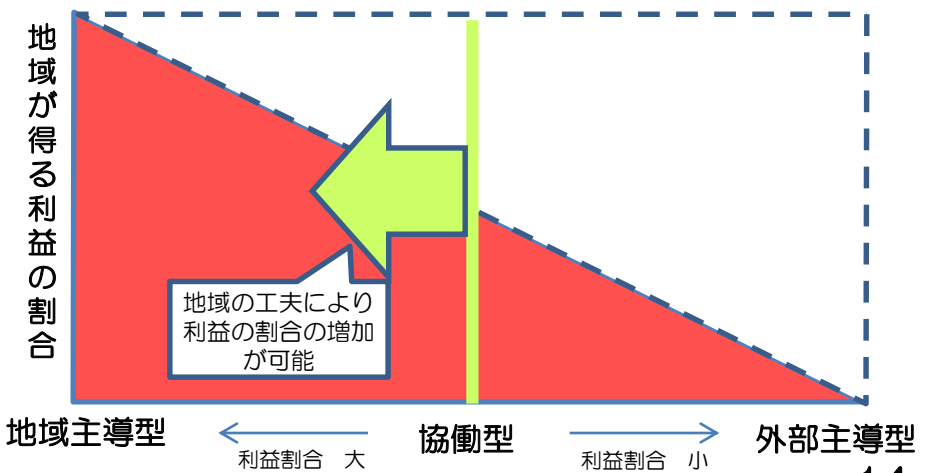


（資料）経済産業省「工場立地動向調査」を基に作成【平成24年1月～平成25年12月の合計】

なお、分類の定義は以下のとおり。
地元企業：太陽光発電設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
県内企業：太陽光発電設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。
首都圏企業：設置主体の本社所在地が東京都・大阪府のもの（県内企業、地元企業を除く）。

※工場立地動向調査は用地を取得した者を対象に調査を行っており、必ずしも設備の設置は完了していない。

地域が得る利益の割合（イメージ）



目指す姿の実現



実現に向けた対応

- 再生可能エネルギー導入により、農山漁村の活性化を図るには、地域が得る利益の拡大を図る必要がある。

1. 地域が事業に出資し意思決定することで利益の大宗を得る「地域主導型」を拡大する

地域主導型

農業経営
一体型

コミュニ
ティー型

農林漁業者、農林漁業団体が実施 市町村やNPO法人等が実施

特にバイオマス・小水力発電は地域主導型の事業開始が重要

2. 「外部主導型」で行われようとする事業は、計画段階から地域が関わる「協働型」へ誘導する

協働型

地域参画型

地域が事業の一部を出資

地域配慮型

外部事業者が利益の地域還元配慮

特に、太陽光・風力・地熱発電が想定される

利益
割合

地域外

地域内

利益
割合

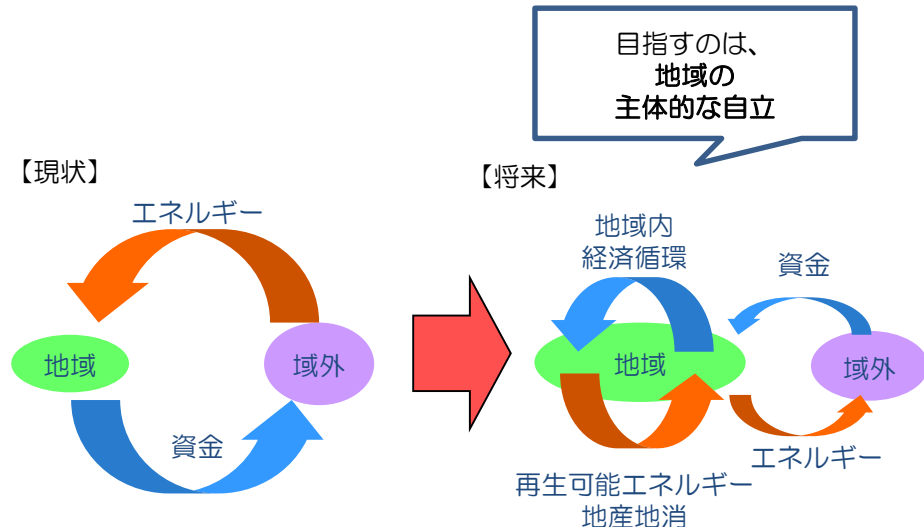
外部主導型

5. 外部事業者と地域の協働
⇒ 農山漁村再生可能エネルギー法の活用
⇒ 市町村の条例策定

1. 地域の意識共有・合意形成
⇒ 農山漁村再生可能エネルギー法の協議会を活用
2. 人材の育成及び確保
 - ①研修
⇒ 現行の研修事業を充実
 - ②アドバイザー
⇒ 都道府県・市町村の農政部局と密接に連携
⇒ 再生可能エネルギーを専門とする6次化プランナーの確保
⇒ 農協等農林漁業団体の役割発揮
⇒ 事業構想策定から資金調達まで総合助言できる専門家に係る情報提供
 - ③ネットワーク
⇒ 市町村間での情報共有・意見交換の機会創出
 - ④相談窓口
⇒ 地方農政局相談窓口と各県相談窓口が連携
3. 資金調達の円滑化
⇒ 収支計画作成への地域金融機関、A-FIVE等からの適切な助言、各種融資制度の活用
4. 制度面の工夫
⇒ 固定価格買取制度等について、経済産業省と連携

中長期的な方向性

- 電力小売事業の自由化の中で、地域産の再生可能エネルギーの販売により、地域内経済循環を実現。さらに、都市部への「電力の産地直送」により、地域の利益を増大。
- 農林漁業に必要なエネルギーを農林漁業者が自ら生産・消費する仕組み（エネルギーの地産地消）は、生産活動の安定化のためにも重要。
- 農山漁村の持続性確保に向けて、再生可能エネルギー事業の実施は、エネルギーも経済も地域外への依存度を低減させる「地域の自立」への移行を可能。
(参考事例)



ゆすはら

梶原町 (高知県)

林野率91%。町北部の好風況を活用した風力発電の電気は、全量売電し、町の環境基金へ積み立て。当基金により間伐交付金を森林所有者に交付し、林業推進。このほか、公共施設屋根を利用した太陽光発電や梶原川の落差を利用した小水力発電にも取り組む。



いとしろ

石徹白地区 (岐阜県郡上市)

「将来にわたっても、石徹白小学校を残そう！」を合言葉に、移住者を中心として小水力発電に着手。電力を農産物加工施設に供給し、トウモロコシを使ったケーキ等を開発・販売するなど、6次産業化にもつなげている。平成26年4月、農業水利施設の維持管理を行う農協を設立し、発電設備を新設予定。



那須野ヶ原土地改良区連合 (栃木県)

農業用水を活用した小水力発電、太陽光発電により、電力を土地改良施設に供給し、余剰分の売電収入を農業用水路等の維持管理費に充当。農業者の賦課金の軽減を行っている。さらに、地域を巻き込み、川上の森林までを考えた地域の環境保全の取組へと進展中。



(2) 食料・農業・農村基本計画について

(1) 位置付け

- 食料・農業・農村基本法に基づき、おおむね5年ごとに、10年程度先を見通して、食料・農業・農村基本計画を策定（閣議決定・国会報告）。
- 平成27年3月31日に、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定。

(2) 新たな基本計画における再生可能エネルギーに関する施策

食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） （抜粋）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

③ 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。

このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）を積極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。

再生可能エネルギーの導入が、農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう、エネルギーを農業用施設等で自家利用する事業モデルの構築や農村地域におけるエネルギー需給のマッチング支援等を図ることにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を推進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普及に向けた環境整備を図る。また、今後の電力システム改革により、平成28年を目途に小売参入が自由化されることを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。

農村地域の関連所得の増大に向けた対応方向

- 農村地域の関連所得については、農村の地域資源を活用した、農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、農林水産業と食品産業、医療・福祉産業、観光業等の2次、3次産業との連携による取組のうち、特に、今後成長が期待できる加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等以下の7つの分野について、6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させ、地域内に雇用を生み出すこと等により、所得の増大を目指す。

今後成長が期待できる 7分野	対応方向
バイオマス ・再生可能エネルギー	バイオマス産業都市の構築や、太陽光、小水力、風力、バイオマス発電等の農山漁村における再生可能エネルギーの導入等を推進

今後成長が期待できる 7分野	具体的な対応方向
バイオマス ・再生可能エネルギー	<再生可能エネルギー> ○ 地域へ利益をもたらす再生可能エネルギーの取組の促進 ・ 「農山漁村再生可能エネルギー法」の積極的な活用等により、 ① 農村固有の資源のエネルギー利用を促進 ② 農業者をはじめとする地域の主体による取組を拡大を図ることで、農業経営改善や地域への利益還元を進め、農村を活性化。 ・ 生産物の付加価値の向上等につながるよう、再生可能エネルギーの地産地消に取り組む環境整備を推進。 ○ 再生可能エネルギー導入の環境改善と農村における新たな利益の創出 ・ 政府一体となって、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、技術開発、送配電網の整備等を推進。 ・ 農村に根ざした電力小売事業を形成し、新たな利益を創出。

地域戦略	②⑩再生可能エネルギーのメリットの活用による農業の振興	
基本的な戦略	地域資源を活用した再生可能エネルギーのメリットを活かして農業・農村を活性化	
取組の概要	1 農業者等の地域の主体による小水力発電の導入 - 農業者等の地域の主体が共同で資金を出資して、農業用水を活用した小水力発電を複数設置 - 水車型の小水力発電による電気を隣接する農産物加工場に直接供給して農産物加工施設のコストを低減 - 農業用水の大きな落差を利用した小水力発電による電気を全量売電し、売電利益を農業用水利施設の維持管理費に充当することで農業生産コストの低減につなげるとともに、新たな加工品の開発等にも活用  小水力発電 2 小水力発電の取組を契機とした6次産業化の展開 - 小水力発電の取組をきっかけとして地域の知名度が上がり、エコツーリズムによる交流人口が増加 - 交流人口増加の機会を捉え、地域の農産物を活用した農家レストランや民宿を展開 - 加工品は、「地域産電気による、地域の農産物の加工品」として小水力発電の取組と関連づけて販売 - 農産物加工の原料となる農産物の栽培が拡大するなど、地域の農産物の新たな需要が生まれ、農業の収益性が向上  地域農産物の加工	
地域の取組の姿	想定地域例：豊富な水資源を有した中山間地域の集落（関係農家：33戸） 取組前 ＜経営規模＞ 33ha（うち野菜8ha） 【農業所得】 0.14億円 ① 小規模農家（水田作）（33戸） ・水稲中心の多数の小規模家族経営 ・一部の農家は水稲と併せてホウレンソウやスイートコーンを栽培 取組後 小規模農家（水田作）（33戸） ・スイートコーンの加工・販売が進むことにより、栽培面積が拡大 ・農業水利施設の維持管理費の軽減、共同利用施設の整備、農業経営サポート ・農家レストランにより、地域の農産物の新たな需要が発生 【経営耕地】 33ha（うち野菜11ha） 【農業所得】 0.19億円 ② 再生可能エネルギー 農業用水を活用した小水力発電 水車型の小水力発電で、隣接する加工場へ電気を直接供給 大きな落差を利用した小水力発電で全量売電 【関連所得】 460万円 ③ 農産物加工場 ・再生可能エネルギー電気の活用により、加工施設のランニングコストを低減 ・地域農産物を活かした商品の開発・販売 【関連所得】 340万円 ④ 【雇用】 6人 農家レストラン・民宿等 ・地域の農産物を活用した農家レストラン・民宿や再生可能エネルギーの取組等によるエコツーリズムを推進 【関連所得】 320万円 ⑤ 【雇用】 4人	
地域の関連所得の試算結果	農業所得＋関連所得 0.14億円（①） → 0.31億円（0.17億円増）（②＋③＋④＋⑤） 雇用 10人増	